

機関室ビルジ及びスラッジ処理に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

機関室ビルジ及びスラッジ処理に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 12 規則においては、ビルジ及びスラッジの混合を防止するため、スラッジタンクからの排出管系統をビルジ装置、油性ビルジ貯蔵装置等に連結してはならない旨規定されている。

当該条約に関する IMO の統一解釈 MEPC.1/Circ.753/Rev.1 においては、2014 年 1 月 1 日前に引渡しが行われた船舶（以下、現存船という。）に対し、上記規定を適用しない旨規定されているが、IMO において、当該条約の現存船への適用について再度検討が行われた結果、2015 年 5 月に開催された IMO 第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC68）において、当該規定が現存船にも適用される旨規定するとともに、スラッジを船上の焼却炉等により処理できる旨規定する MARPOL 条約附属書 I 第 12 規則の改正が決議 MEPC.266(68)として採択された。

このため、決議 MEPC.266(68)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) スラッジタンクからの排出管系をビルジ装置、油性ビルジ貯蔵装置等に連結してはならない旨の要件を現存船を含めたすべての船舶に適用するよう改めた。
- (2) スラッジタンクには、スラッジを船上の焼却炉等により処理するための配管を設けて差し支えない旨規定した。
- (3) 2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶にあつては、同日以降の最初の定期検査の時期までに、前(1)の要件に適合していることを、検査により確認を受ける旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 2.2.2, 表 3-13

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 3 編 2.2.2